空き家の管理、利活用、解体に関する相談など

## 住まいと空き家の相談窓口

住まいや空き家に関するお悩みについて、あらゆる分野の専門家が連携し、ワンストップで解決を目指す総合相談窓口です。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

## 対象者

空き家の処分や活用を検討している方、住まいの終活に取り組む方、土地や建物の管理にお悩みのある方など。※所有者・購入希望者・空き家の近隣に住む方など、どなたでもご利用いただけます。 自己負担額

相談は無料。権利関係の整理や解体工事などを依頼した場合には 費用負担が必要です。

## 市 HP ID1034418

## 利用方法

専門家への相談は予約制です。まずは窓口又はお電話等にて相談 内容をお伺いさせていただき、相談日時等をご案内します。

**電話番号** 06-6489-6511 **FAX 番号** 06-6489-6544

所在地 尼崎市役所本庁 北館5階

業務時間 平日午前9時から午後5時30分(祝日、年末年始を除く)

## AI による解体費用シミュレー ターと一括見積りサービス(ク ラッソーネ)

空き家の解体を検討している 方へ、インターネットで簡単に 解体費用の概算がわかるシミ ュレーターと、一括見積りサー ビスを提供しています。「価格 が不透明で不安」といったお悩 みを解決します。

## 対象者

空き家の解体費用の概算を知りたい方や、解体に取り組む所有者。 利用方法(シミュレーター)

最短1分で解体費用の概算が確認できます。ご利用は無料、個人情報等の登録は不要です。

## 利用方法(一括見積り)

シミュレーターと合わせて、最大 6 つの事業者へ一括見積りが可能です。登録事業者は独自の審査基準を満たしており、口コミも確認できるため安心してご利用いただけます。※「株式会社クラッソーネ」が運用するサービスです。

一括見積りを依頼する場合には必ず利用規約をご確認ください。

# 市 HP ID1024901

尼崎市版 解体費用 シミュレー ター



## 空き家対策おしかけ講座

尼崎市では、空き家に関する 様々な悩みを持つ地域の集ま りやセミナーにお伺いして、空 き家の問題に関する講座を開 催します。必要に応じて弁護士 などの専門家を講師として派 遣します。

### 対象者

空き家に関する問題や取組等に関心を持つ市内の団体(個人利用 や営利目的の利用はお断りしています)。

#### 要件

場所は申請者が準備、おおむね5名以上が参加するもの。

## 内容

申請者の希望に応じて対応します。1回1時間程度。

## 申請方法

開催日の 2 ヵ月前まで所定の用紙を郵送か直接市役所北館 5 階の 空家対策担当へ。 市 HP ID1024902

空き家の解体費用への補助制度

## 特殊空家に係る除却費補助金

他人が所有する土地にある長屋住宅の空き家や接道不良の土地にある空き家といった、除却するときに障害が多いと予想される空き家を除却する費用の一部を補助します。

## 対象者

①他人が所有する土地にある長屋住宅の所有者、②接道不良の土地にある住宅の所有者又は土地所有者。※ほかにも要件あり。

### 補助額

補助対象工事費の 2/3 (1 戸当たり上限 50 万円、切り離しが必要な長屋の場合は 70 万円、長屋を複数戸除却する場合は 1 戸当たり50 万円 (上限 150 万円))。

市 HP ID1024803

### 申請方法

所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の 相談窓口へ。※契約・工事前に申請が必要です。

## 一団の土地上に存する老朽危 険空家等に該当する住宅等の 除却費補助

無接道等により単独での除却が困難な老朽危険空家等の除却を促進するために、一団の土地の区域(範囲は市長が個別に認定)において住宅を一体的に除却する費用の一部を補助します。

#### 対象者

一団の土地(狭小地や無接道敷地に老朽危険空家等を含む住宅が 密集する土地の区域で、市長が認める区域)にある老朽危険空家等 に該当する住宅の所有者及びその他の住宅の所有者など(事業者 も含む)。※ほかにも要件あり。

#### 補助額

補助対象工事費の 2/3 (1 戸当たり上限 50 万円)

### 申請方法

所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓口へ。※契約・工事前に申請が必要です。

市 HP ID1030191

空き家の流通・活用に関すること						
子育てファミリー世帯及び 新婚世帯向け空家改修費補助 事業 子育て世帯や新婚世帯が、自己 居住用に中古住宅を購入して 改修する場合、改修費用の一部 を補助します。	対象者 18歳未満の子又は妊婦がいる世帯や、結婚して5年以内で夫婦の年齢の合計が80歳未満の世帯。 要件 築5年以上、かつ3か月以上居住者がいない耐震性能を有する戸建住宅を取得し、自己居住用に改修するもの。ほかにも要件あり。 補助額 補助対象工事費の1/2(上限50万円)。市外からの転入や見学会の実施など、別途加算あり。 申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階の住まいと空き家の相談窓口へ。※契約・工事前に申請が必要です。	市 HP [ID]1011583				
空家改修費補助事業 一定期間利用されていない空き家や、建替えが難しい空き家の、利活用に掛かる改修費用の一部を補助します。	対象者(自己居住型) 築 20 年以上で 2 年以上 (無接道敷地の場合は 3 ヵ月以上) 使用していない住宅を自己の居住用に改修する個人の所有者又は借り主。 対象者 (事業者型) 無接道敷地の 3 ヵ月以上使用していない住宅を賃貸用に改修する所有者 (法人も可)。 要件 耐震性能を有する戸建住宅を取得し、自己居住用(無接道敷地の場合は賃借用も可)に改修するもの。ほかにも要件あり。 補助額 補助対象工事費の 2/3 (1 戸の上限 100 万円、長屋・共同住宅の場合は 1 棟の上限 200 万円)。 申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓口へ。※契約・工事前に申請が必要です。	市 HP ID1024804				
既存住宅流通促進事業 安心して既存住宅の売買が行われるよう、売買時に行う現況 検査と売買瑕疵保険の加入に 掛かる費用の一部を補助します。	対象者   既存住宅の所有者又は購入予定者(個人)   対象経費   ①既存住宅現況検査(インスペクション)に掛かる費用。②既存住宅売買瑕疵保険(個人間タイプ)に掛かる費用。   補助額   ①対象経費の額(上限88,000円)   ②対象経費の1/2(上限37,000円)   申請方法   所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階の住まいと空き家の相談窓口へ。※事前の届出が必要です。	市 HP ID1021258				
戸建住宅賃貸化改修補助 子育て住宅促進区域内に存する個人所有の戸建住宅をサブリース契約による賃貸化に向けて行う改修工事に要する費用の一部を補助します。	対象者(マイホーム借上げ制度を利用する場合) JTI(一般社団法人移住・住みかえ支援機構)と補助対象住宅を賃貸住宅として活用することを目的とした契約を締結する者。 対象者(住宅を借り上げ子育て世帯等に転貸しようとする場合) 補助対象住宅を転貸借住宅として活用することを目的とした契約(サブリース契約)により子育て世帯等に転貸しようとする者。 要件 延べ床面積が 55 ㎡以上で耐震性能を有する戸建住宅を賃貸住宅として活用するために改修するもの。ほかにも要件あり。 補助額 補助対象工事費の 1/2(上限 60 万円)。 申請方法 正言の関係などな郵送か直接支援正式によります。	市 HP [D]1038292				

所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階の住まいと空き家の相

談窓口へ。※契約・工事前に申請が必要です。

空き家の売却等を支援する補助制度					
空家対策に係る技術的支援事業 老朽危険空家等の敷地を含む通 路について、建築基準法第 43 条 第 2 項第 2 号の規定に基づく許 可を得ようとする場合に、その 許可のために必要な通路協定書 の作成等に掛かる費用の一部を 補助します。	対象者  建替等を行う空家等が建つ土地の所有者(購入予定者を含む)。 要件(個人) 令和2年5月1日以降に通路協定書の作成を専門家に委託し、通路協定の締結日より前又は締結日から1年以内に老朽危険空家等の除却を行うもの。※ほかにも要件あり。 要件(法人) 老朽危険空家等の取得前又は取得後1年以内に事前協議を行い、かつ、当該空家等の取得後3年以内に通路協定を締結し、当該空家等の除却を行うもの。※ほかにも要件あり。 補助額 通路協定書の作成等に掛かる費用の1/2(上限30万円)。 申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階の住まいと空き家の相談窓口へ。※原則として事前協議が必要です。	市 HP ID1021365			
相続登記費用及び遺言書作成費 用に係る補助金 相続登記の事務や遺言書の作成 に当たって司法書士や弁護士な どに支払う報酬などの費用の一 部を補助します。	対象者 共通:世帯の合計所得金額が 400 万円以下である。 相続登記費用:建物を相続し、単独所有の相続登記を行う人。 遺言書作成費用:所有する建物を相続人となるべき者の一人に単 独所有させる項目を含むこと。75歳以上。※ほかにも要件あり。 補助額 補助対象経費の 2/3 (上限 10 万円)。 申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の 相談窓口へ。	市 HP ID1036465			
隣地統合促進事業 狭小地や無接道地とその隣地を 統合する場合に掛かる測量・登 記費用などの一部を補助しま す。	対象者   狭小地 (50 ㎡以下) や無接道地 (面積制限なし) とその隣地を統合する個人・法人。   要件   取得する土地に建物がある場合は除却。※ほかにも要件あり。   補助額   【今福・杭瀬寺島、潮江、浜、戸ノ内町北、下坂部川出】上限 50 万円、【同地区を除く市内全域】上限 25 万円。   申請方法   所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓口へ。	市 HP ID1011588			
空家バンク 空き家・空き地を売りたい・貸 したいと考える所有者等が登録 した物件情報を公開し、利用し たい方とのマッチングを行いま す。古い住宅や未接道地も取り 扱います。登録期間は2年間で す。	登録対象 空き家・空き地の所有者。宅地建物取引業者や不動産業者等は対象外です。 登録要件 媒介・代理契約を締結し、重要な事項の説明書が作成されている事。建物がある場合は建物状況調査の実施の同意が必要です。※ほかにも要件あり。 申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓口へ。	市 HP [D]1010730			
空家等寄付受け事業 一定の要件を満たす空き家及び その土地について、所有者から 寄付を受入れています。	対象者 要件を満たす土地と空き家の所有者(土地と建物で所有者が異なる場合は同時期に両方から寄付の申入れを行うもの)。 要件 対象の空き家が長屋住宅又は共同住宅の一部でない。対象の土地が狭小地(50 ㎡以下)や無接道地でない。土地の境界が確定している。※ほかにも要件あり。 申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓口へ。	市 HP ID1021366			

#### 住宅や建築物の性能向上等に関すること 簡易耐震診断推進事業 対象 昭和56年5月31日以前に着工した戸建て、長屋、共同住宅。 耐震診断員を派遣し、目視によ ツーバイフォー住宅は対象外です。 る簡易な現地調査を行い、耐震 自己負担額 性の評価などをまとめた報告書 市 HP 木造戸建て住宅の場合は3,150円(種類や構造により異なる)。 を住宅所有者にお渡しします。 ID 1003585 申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館 5 階建築指導課へ。戸建て住宅 の申込書は建築指導課、各地域課、JR 尼崎・阪急塚口サービスセ ンターにあります。 吹付けアスベスト除去等助成事 補助額 【アスベスト含有の調査】 対象経費相当額。限度額25万円。 不特定多数の人が利用する建築 【吹付けアスベストの除去など】 市HP 物など(解体予定のないもの) の吹付け建材にアスベストが含 対象経費の 1/3。限度額 200 万円。 ID 1003853 まれているかの調査や、露出し 申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館5階建築指導課へ。 て吹き付けられているアスベス トの除去の費用を補助します。 ※実施前に申請が必要です。 その他の補助制度について 対象者 子育て支援施設開設費用補助 商業施設等の空き区画を賃借し子育て支援施設(学習塾・児童ホ 子育て住宅促進区域内において ーム・親子交流施設など)を開設する者。 商業施設等の空き区画を活用し 要件 子育て支援施設を開設する場合 3年以上の事業継続が見込まれ、施設利用可能時間が週3日以上 における当該開設に要する費用 かつ週当たり12時間以上であるもの。※ほかにも要件あり。 (内装工事費、ファサード整備 対象経費 費、備品購入費、賃料)の一部を ①開設する年度:内装工事費、ファサード整備費、賃借料など 市 HP 補助します。 ②開設の翌年度及び翌々年度:賃借料 ID 1038371 補助額

①開設する年度:補助対象工事費の 2/3(上限 300 万円) ②開設の翌年度及び翌々年度:賃借料の 2/3(上限 100 万円)

所定の用紙などを直接市役所北館 5 階の住まいと空き家の相談窓

※いずれの事業において、他にも要件があります。詳しくは市のホームページをご確認ください。 ※いずれの事業も、先着順で実施し予算額に達し次第終了となります。

※工事等の契約前に申請が必要です。

 $\Box \sim$ 

## 【お問い合わせ先】

担当課	電話番号	FAX <del>番号</del>	メールアドレス
空家対策担当	06-6489-6139	06-6489-6597	ama-akiyataisaku@city.amagasaki.hyogo.jp
住まいと空き家の 相談窓口	06-6489-6511	06-6489-6544	_
建築指導課	06-6489-6650	06-6489-6597	ama-kenchikushidou@city.amagasaki.hyogo.jp